

インドの倒産処理手続

丸山 貴之
Takayuki Maruyama

PROFILEはこちら

1 はじめに

インドは、世界第2位の人口を有し、若く優秀な労働力を確保しやすく、安定した経済成長が続いており、世界有数の経済大国となったインドに進出する日系企業も増えています¹。

従来、インドには倒産処理の基本法は存在せず、複数の倒産処理手続が錯綜していたため、会社清算に非常に時間がかかり、いったん会社を設立すると撤退が困難ともいわれていました。もともと、2016年に破産倒産法 (Insolvency and Bankruptcy Code, 2016) (以下「インド破産法」といいます。) が施行され、企業一般の倒産処理手続が整備されたことにより、倒産処理の迅速化が期待されているところです²。

日本企業が、業績不振のインド子会社につき、財政支援を打ち切り、インド破産法に基づく倒産処理手続を利用した事例もあり、この手続は、インドからの撤退方法の選択肢にもなることから、本稿では、インド破産法に基づく倒産処理手続 (corporate insolvency resolution process) について、紹介したいと思います³。

2 インド破産法に基づく倒産処理手続

(1) 手続の特徴

インド破産法に基づく倒産処理手続では、申立て、開始の時点では再建手続と清算手続を分けずに一元的に取り扱

い、まずは再建を目指して手続を進めます。清算手続には、会社法審判所による再建計画 (resolution plan) の不認可や債権者委員会 (committee of creditors) による清算決議等、一定の事由が生じた場合に移行します。

会社法審判所 (National Company Law Tribunal) が選任する暫定管財人 (interim resolution professional)、債権者委員会が選任する管財人 (resolution professional) が、債務者である会社の運営権限を有し、倒産処理手続を遂行しますが、全ての金融債権者によって構成される債権者委員会に、管財人の選解任、管財人の一定の行為に対する事前承認、再建計画の承認、清算決議等、広範な権限が付与されており、債権者主導の手続といえます。

管財人に提出された再建計画が債権者委員会により承認され、会社法審判所により認可された場合、再建計画に従い債務の弁済がなされ、債務者の再建が図られることになります。

(2) 申立て

インド破産法に基づく倒産処理手続においては、債務不履行のある会社について、金融債権者、取引債権者及び債務者である会社自身が、申立てをすることができます。債務不履行額は10万ルピー (約16万円) 以上であれば足り⁴、支払不能、支払停止や債務超過等は申立ての要件とはされてい

1: ジェトロ及び在インド日本大使館の調査によると、インドに進出する日系企業数、拠点数は毎年着実に増加しており、2018年10月現在、企業数は1,441社、拠点数は5,102か所となっています。<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/12/c623b21a81ba3407.html>

2: 世界銀行が毎年発表しているDoing Businessの2016年版では、インドの倒産処理の容易さは189か国中136位であったところ、2019年版では190か国中108位となり、順位を上げています (なお、日本は、倒産処理の容易さにつき、2016年版では2位、2019年版では1位となっています。)。もともと、債務者の債務不履行から債権者が一部又は全部の債権を回収するまでの期間は、Doing Business 2016年版、2019年版いずれにおいても4.3年であり、インド破産法施行後も変化は見られません。
<http://www.doingbusiness.org/content/dam/doingBusiness/media/Annual-Reports/English/DB16-Full-Report.pdf>
http://www.doingbusiness.org/content/dam/doingBusiness/media/Annual-Reports/English/DB2019-report_web-version.pdf

3: インド破産法は、個人に適用される倒産処理手続についても規定していますが、本稿では、会社に適用される倒産処理手続について紹介します。

4: ただし、中央政府は、申立ての要件たる債務不履行額を1000万ルピー (約1600万円) まで引き上げることができるものとされています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ません。もともと、取引債権者による申立ての場合には、債務者である会社に対し、不履行となっている債務の支払いを要求する通知をし、債務者の通知受領後10日以内に支払いがなく、通知受領前に紛争がないことが、要件とされています。

倒産処理手続については会社法審判所が管轄を有し、申立ては会社法審判所に対して行われます。会社法審判所は、会社事件を専門に扱う裁判所であり、現在、インドに13か所設置されています。

(3) 手続開始

倒産処理手続開始の申立てを受けた会社法審判所は、当該申立てについて14日以内に手続を開始するか否かを判断するものとされており、債務不履行が存在し、適式な申立てがなされている場合には、会社法審判所は申立てを認めて手続開始を決定します⁵。

会社法審判所は、手続を開始する場合、モラトリアムを発令します。これにより、債権者は、債務者に対する訴訟提起、係属中の訴訟の進行、担保権の実行等が禁止され、債務者は、資産や権利の譲渡、処分等が禁止され、債務者の資産が保全されることになります。

(4) 暫定管財人

会社法審判所は、手続開始決定日から14日以内に暫定管財人を選任します。原則として、申立人の提案する候補者が暫定管財人に選任され、その任期は、選任から30日以内又は後述する債権者委員会が管財人を選任するまでとされています。

暫定管財人が選任されると、取締役会の権限は停止され、債務者である会社を運営する権限は暫定管財人に帰属することになります。また、暫定管財人は、資産を管理し、資産価値を保全するよう努力する義務、継続企業として事業を運営する義務等を負います。

暫定管財人は、その選任から3日以内に、債務者の名称・住所、暫定管財人の詳細、債権届出期限等を公告します。

(5) 債権届出

債権者は、債権届出を行うことが要求され、前記(4)の公告においては、暫定管財人選任の14日後が債権届出期限とされます。もともと、この期間内に届出を行わなかった債権者も、手続開始決定日から90日以内は債権届出を行うことが可能です。暫定管財人又は後記(7)の管財人は、債権届出受領後7日以内に、手続開始決定日現在における債権の認否を行い、債権者名、届出債権額、認められた債権額及び担保権を記載した債権者リストを作成します。

債権者リストは、届出を行った債権者、債務者の取締役や保証人等の閲覧に供され、また、会社法審判所に提出され、後記(6)の債権者委員会第1回会議に提示されます。

(6) 債権者委員会

暫定管財人は、債権者から債権届出がなされた後に、債権者委員会を組成します。

債権者委員会は、全ての金融債権者により構成され、金融債権者が存在しない場合を除き、取引債権者は債権者委員会の構成員とはならず、債権者委員会の決議に参加することはできません⁶。

債権者委員会は、その組成後7日以内に第1回会議を行い、同会議において管財人を選任します。

債権者委員会には広範な権限が与えられており、借入れ、担保の設定、資本構成の変更等の管財人の行為につき、債権者委員会の事前承認が必要とされます。また、債権者委員会は、管財人の選解任、倒産処理手続の期間延長の承認、再建計画の承認、債務者を清算する旨の決議を行うものとされています。

債権者委員会では、原則として議決権の51%以上を有する

5: 本稿執筆中に、経営難に陥り運航を停止していたインド航空大手ジェット・エアウェイズ社につき、銀行により倒産処理手続開始の申立てがなされ、2019年6月20日にムンバイ会社法審判所が手続開始の決定をしたとの報道がなされました。

6: 債務者の債務総額の10%以上の額の債権を有する取引債権者は、債権者集会に参加することはできますが、議決権は有しないものとされています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

債権者の賛成により決議されますが、管財人の選解任、倒産処理手続の期間延長の承認、再建計画の承認及び清算決議については、議決権の66%以上を有する債権者の賛成が必要とされています。

(7) 管財人

債権者委員会は、第1回会議において、管財人を選任します。暫定管財人を管財人として選任することも、暫定管財人とは別の管財人を選任することも可能です。管財人は、倒産処理手続を遂行し、前記(4)の暫定管財人と同様の権限・義務を有します。

(8) 再建計画

管財人は、その選任から2週間以内、遅くとも手続開始決定日から54日以内に、債務者の財務状態、資産及び負債のリスト、債権者リスト等、再建計画を作成するのに必要な情報を記載したインフォメーション・メモランダムを作成します。再建計画は、このインフォメーション・メモランダムをベースに作成され、原則として誰でも再建計画を作成し、管財人に提出できるものとされています。実務上は、スポンサー候補者が再建計画を提出している例があるようです。

再建計画には、債務者の資産価値を最大化する方法を記載しなければならず、具体的には、債務者の資産譲渡、第三者による債務者の株式の取得、債務者と第三者との合併、担保権の満足又は変更、債権者への支払額の縮減、支払期限の延期、利率の変更、定款等の変更といった内容が含まれます。管財人は、提出された再建計画につき、手続費用の支払いを規定していること、取引債権者に対する支払いが清算時の支払いを下回らないこと、再建計画承認後の運営に関する事項を規定していること、再建計画の遂行・監督に関する事項を規定していること、法に反する条項がないこと等の要件を充足しているか検討し、かかる要件を充足する再建計画

につき、債権者委員会に提出します。

債権者委員会は、管財人から提出された再建計画につき、遂行可能性等を考慮し、議決権の66%以上の多数により承認します。

管財人は、債権者委員会により承認された再建計画を会社法審判所に提出し、会社法審判所は、再建計画が上記の要件を充足すると認める場合、再建計画を認可します。認可された再建計画は、債務者、従業員、債権者その他利害関係人を拘束します。手続開始時に発令されたモラトリアムは、再建計画の認可により効力を失うことになります。

再建計画は、手続開始決定日から180日以内に認可されることが必要ですが⁷、管財人が債権者委員会の承認を得て、会社法審判所に延長を申し立てた場合、会社法審判所は、90日を上限に期間を延長することができます。

(9) 清算

債務者の再建手続において、再建が困難となる一定の事由が発生した場合には、清算手続に移行することになります。

具体的には、会社法審判所は、180日(延長された場合には最大270日)の倒産処理手続の期間内に会社法審判所が再建計画を受領しない場合、会社法審判所が再建計画を不認可とした場合、債権者委員会が清算の決議を行った場合、債務者が再建計画に違反し、これにより不利益を受けた者が清算を申し立てた場合に、債務者を清算する旨の決定をします。

清算の決定がなされると、原則として管財人が清算人に選任されます。清算人は、債務者の財産からなる清算財団を管理し、清算手続を遂行します。

⁷: 脚注5のジェット・エアウェイズ社の件では、ムンバイ会社法審判所は、案件の国家的重要性から、インド破産法上180日の期限が許容されているものの、90日の期限を設定しました。

< 手続の流れ >

